

## ドローン撮影で「許可」「承認」が必要な場合

平成 27 年 12 月 10 日施行「改正航空法」の施行後、場所や時間により国土交通大臣の許可または承認が必要な場合がありますので、次の条件で撮影を行う場合には事前に弊社までお問合せ下さい。

### 【許可が必要になる飛行場所】

- ・ 空港周辺
- ・ 150m 以上の上空
- ・ 人口集中地区（次のリンク先でご確認できます。）  
[地理院地図（人口集中地区・空港等の周辺空域）](#)

### 【承認が必要になる飛行方法】

- ・ 夜間（日没後）
- ・ 人やその所有物（家や車）の 30m 未満の近距離
- ・ イベントなど多数の人が集まる催しの上空（人の真上）での撮影

### 【依頼をお断りするもの】

- ・ 米軍施設上空、外国公館、原子力事業所等の周辺
- ・ 土地の所有者、管理者が許可していない場合
- ・ その他、法律・条令に違反する場合

「許可」または「承認」が必要となる場合は弊社で書類申請が可能です。

→申請代行料金 20,000 円（1 飛行）

お問合せ

スタジオEJSS 担当 立崎

<https://ej-ss.com/>

メール：[tachizaki@ej-ss.com](mailto:tachizaki@ej-ss.com)

電話：090-4873-4248